**平成２３年（フ）第２５６号**
名古屋市西区枇杷島４丁目24番４号　ハイツ枇杷島202号
債務者　馬渡　勝男
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７３号**
名古屋市守山区小幡太田１番８号　アーバンラフレ小幡５号棟1401号
債務者　大見美恵子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第３０３号**
名古屋市名東区一社３丁目88番地　ユウチマンション201号
債務者　辻本美奈子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第８号**
兵庫県美方郡新温泉町対田873番地、住民票上の住所兵庫県美方郡新温泉町浜坂2342番地の３
債務者　松村　寿彦
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２３年（フ）第２７号**
広島県世羅郡世羅町大字賀茂1925番地
債務者　高瀬　眞澄
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

**平成２２年（フ）第１３１号**
山口県岩国市室の木町４丁目93番４号
債務者　越智　邦和
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
山口地方裁判所岩国支部

**平成２３年（フ）第４６号**
愛媛県松山市姫原３丁目９番26号　サントノーレ姫原弐番館101号
債務者　本田　常晴
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
松山地方裁判所

**平成２３年（フ）第２８号**
高知市春野町弘岡中2084番地
債務者　小島　和香
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４３号**
高知県高岡郡日高村下分168番地２
債務者　北添　路章
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４８号**
高知市朝倉甲607番地10
債務者　大池　栄子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
高知地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第４０号**
大分県別府市汐見町６番６号　ドミール大鳥202号
債務者　本田　義一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第５０号**
大分県由布市挾間町朴木199番地１
債務者　川野　　守
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２３年（フ）第１５号**
宮崎市北高松町２番２号　アップルハイツ301号
債務者　杉埜　淳子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所破産係

**平成２３年（フ）第１８号**
宮崎県小林市真方323番地19、前住所宮崎県えびの市大字原田2236番地１
債務者　井上　　聰
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第１９号**
宮崎県小林市真方323番地19、前住所宮崎県えびの市大字原田2236番地１
債務者　井上　和江
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第２３号**
宮崎県都城市乙房町3049番地
債務者　大河原由美子
1　決定年月日時　平成23年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部

**平成２３年（フ）第２４号**
宮崎県都城市鷹尾１丁目3733番地１　宮丸西団地55―１―60号、前住所宮崎県都城市菖蒲原町４街区５号
債務者　卜部　慎一
1　決定年月日時　平成23年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部